

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は競争力を強化しつつ、企業倫理と遵法の精神に基づき経営の透明性を高め、株主の立場に立って企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスを充実することを経営上の重要課題であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社の株主数構成比率を勘案し、現在是对應に至っていませんが、今後は、機関投資家をはじめとする株主の皆様が議決権の行使を行いやすい議決権電子行使プラットフォーム等の環境整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に関する方針:当社の純投資目的以外の目的で保有する政策保有株式は、中長期的な企業間取引の維持・強化、業務提携、及び株式の安定等の保有目的の合理性や将来の見通しを勘案して当社の主力事業におけるシナジー効果に繋がる様々な検討を十分に行ったうえで総合的に判断したものを対象としています。

政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準:当社は政策保有株式に係る議決権行使については、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業の価値に繋がるかどうかを総合的に判断することとしています。これにより当社の企業価値向上と株主・投資家の皆様の利益に繋がると考えています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。当社取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利としない体制を整えています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念や決算短信、有価証券報告書、決算説明資料等を当社ホームページ(<http://www.zacros.co.jp/company/zacros.shtml>、<http://www.zacros.co.jp/ir/library.shtml>)等にて開示しています。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ホームページ

(<http://www.zacros.co.jp/csr/governance.shtml>)、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、有価証券報告書及び株主総会招集通知等にて開示しています。

(3) 取締役の報酬等については、合理的な指標と成果等に基づく報酬検討を行う方針のもと、定期的に社外コンサルタントを交えながら他社の事例等を参考として、業績、責任、貢献等に応じた報酬ルール運営及び見直しを行っています。

また、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度額を定め開示するとともに、方針ならびに報酬ルールに則り会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しています。

(4) 取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めていませんが、下記(イ)～(ハ)を総合的に判断し指名の手続きを行っています。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えています。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。

(イ) 経営陣幹部及び取締役候補の選定について:当社の企業理念・経営理念に基づき、業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

(ロ) 監査等委員である取締役候補の選定について:当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

(ハ) 社外取締役候補の選定について:社外取締役は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

(5) 社外取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が7～10名、監査等委員である取締役は3～4名の規模で構成しています。社外取締役は3名以上とすることを基本的な考え方としています。

社内取締役は、当社の各事業部門や間接部門における十分な知見と実務経験に加え、バランスの取れた経営判断、経営戦略等の立案に資する企業経営の基本的な知識・能力を有する者から選任し、社外取締役は、企業経営の経験やコンプライアンス、内部統制、リスクマネジメント等に精通し、コーポレートファイナンスなど高度な専門性と幅広い見識を有する人材を選任することにより、取締役会全体として、多様な知識・経験・能力を持った人材をバランス良く選任するよう考えています。

なお、取締役個々の選任方針・手続きにつきましては、原則3-1(4)・(5)でご説明したとおりとなっています。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、社内取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めています。加えて、年度毎に

関連当事者間取引の有無・兼任状況の確認を実施しており、全取締役の兼任状況について管理する体制を構築しております。社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。社外取締役は、当社グループ以外の他の上場会社の取締役を兼任していますが、他の取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、社外取締役を含む取締役会メンバーが、多様な知見と豊富な経験に基づき活発な議論を行うなど、適時適切に経営判断を為し得るよう会議運営の充実に努めています。

その実効性の分析・評価については、取締役会議長が社外取締役ならびに監査等委員会の意見等を踏まえ取締役会の実効性につき意見交換の上、改善点等があれば都度、取締役に対し報告しています。

取締役会の実効性に係る分析・評価の結果概要に係る開示については、有価証券報告書および当社HP等においてコーポレート・ガバナンスの枠組み及び取締役会の実効性を担保する仕組み等について情報開示しています。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役に対するトレーニングは、当社理念に基づいた社業の発展とともに社会、業界に寄与できる経営の遂行を目的としています。

取締役および執行役員に就任した段階で、法務・会計、ガバナンス、コンプライアンス等、経営および職責に必要な研修参加や、社外取締役へは当社事業への理解を高める説明や見学会などを行いトレーニングについては十分に配慮しています。

また、全取締役へ社会・経済情勢や法制度など企業として対処すべき課題に関して、必要に応じ、内外講師を迎えた研修会や見学会等のトレーニングを行っています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)(2) 当社では、IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が経営企画部、経理部および総務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っています。

(3) 上記IR担当取締役は、投資家からの電話取材やスモールミーティング及び個別ミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長及びIR担当取締役が説明を行っています。

(4) 株主からの意見・懸念等は、IR担当部署の間で共有化し、重要と判断したものに關しては、経営幹部及び取締役等に報告し、さらに幹部社員とも必要に応じて共有しています。

(5) また、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティング、個別面談を問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとし「インサイダー取引防止規程」に基づき情報の管理を徹底しております。また、各決算期日から発表日まで決算・業績に関するコメントを差し控えるなど、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A 380,578	1,026,000	5.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	731,400	3.80
有限会社キャド	724,500	3.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	721,500	3.75
有限会社エッチエヌカンパニー	718,800	3.73
藤森伸彦	578,000	3.00
藤森美佐子	578,000	3.00
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	527,100	2.74
藤森雅彦	519,000	2.69
藤森明彦	513,000	2.66

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3 月
業種 更新	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新10 名
定款上の取締役の任期	更新1 年
取締役会の議長	更新社長
取締役の人数	更新8 名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹下直慶	他の会社の出身者											
張秋華	他の会社の出身者											
小林英三	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹下直慶	○	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員です。	金融業務や国際業務における長年の経験と専門的学識経験者として培われた見識を当社の経営に反映してもらうため選任した。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性要件を満たし、経営者としての豊富な経験とキャリア、高度な経営判断能力を有する者であると判断したため、独立役員に選任した。

張秋華	○	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれ無い独立役員です。	国際的金融業界の経験者として培われた高度な専門的知識を当社の経営に反映してもらうため選任した。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性要件を満たし、高度な法的知識や経験、財務会計的知見を有する者であると判断したため、独立役員に選任した。
小林英三	○	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれ無い独立役員です。	金融業務及び会社経営に長年携わられ、その経験と培われた見識を当社の経営に反映してもらうため選任した。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性要件を満たし、高度な法的知識や経験、財務会計的知見を有する者であると判断したため、独立役員に選任した。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

監査等委員会は必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査スタッフを置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとしている。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員である取締役および監査スタッフは重要会議への出席、事務所・研究所・子会社などへの往査、管理部門のヒアリングなどの他、代表取締役との意見交換、決裁書類の監査などを実施している。会計監査人及び内部監査部門として設置された監査室とは定期的な打合せを行い、それぞれ必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指している。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	3名
--------	----	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定することとしています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の取締役に対する従来の退職慰労金制度を廃止し、これに代えて、当社業績向上に対する取締役の意欲や士気を高めていくことを目的として、ストックオプション制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

特にありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬額につきましては、有価証券報告書、事業報告において開示し、有価証券報告書および事業報告は、当社ホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

なお、企業内容等の開示に関する内閣府令が規定する個別開示基準(連結報酬額1億円以上)の該当者はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、企業価値の継続的な実現および、株主の皆様と経営陣とのより一層の利益共有を意図して、役員報酬の業績連動性と透明性を向上させる取り組みを行っています。当社の役員報酬は、職責に応じた執行報酬と監督報酬で構成する、「固定報酬」及び各事業年度業績目標の達成度に応じて支給される「変動報酬」ならびに役員退職慰労金の廃止に伴い中長期的な観点からの企業経営の舵取りを行うよう「株式(ストックオプション)報酬」を定めており、各取締役の役責や達成度等に応じ決定を行います。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

就任時は資料による製品説明や社内用語についての事前説明を実施。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人などの機能に加え、常勤取締役、執行役員から構成する経営会議を原則として毎週開催し、経営と執行のコミュニケーションの密度を上げ、環境変化にスピーディーに対応した経営判断を行う体制としています。

・平成13年より、執行役員制度を導入しています。

・取締役会は8名で構成され、会社の重要な意思決定を行うとともに執行部門の監督を行っており、原則として月1回開催しています。

・顧問弁護士には、コンプライアンスに関する事項などについて、必要に応じて指導、助言を受けています。

・会計監査

会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同監査法人との間で監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っています。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数は、次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名継続監査年数

指定社員業務執行社員原山 精一(注)

指定社員業務執行社員井澤 依子(注)

(注)継続監査年数が7年以下であるため、継続監査年数の記載は省略しています。

監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりです。

監査業務に係る補助者の構成人数

公認会計士7名

その他 9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、3名の独立役員である社外取締役からなる監査等委員会を設置することにより、取締役の職務執行の適法性、妥当性の監査機能が強化されること、また取締役会において独立役員である社外取締役より活発に意見が提起されることによって外部からの客観的、中立の経営監視の機能が強化され、経営の透明性と機動性の向上が行えると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会日程を設定し、実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、11月の2回、社長による決算説明会を実施、また、アナリスト、機関投資家のインタビューを受け入れ、スモールミーティングの実施も随時行っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定および任意の開示資料、適時開示資料、有価証券報告書(四半期報告書)、決算説明会のダイジェスト版、決算短信(四半期財務・業績の概況)、株主通信を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 当社及びグループ各社は「お客様、お取引先、株主様、地域の方々、従業員、行政、地球環境等」すべてのステークホルダーに対する倫理的な対応、遵法の確保について「藤森工業グループ企業行動憲章」に定め翻訳のうえ、国内外の全拠点に配布しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社「藤森工業グループ企業行動憲章」ならびに「ZACROS環境憲章」に『地球環境への負荷を低減し、持続可能な社会づくり...』、『省エネルギー、省資源、環境保全に貢献し得る革新的な技術と製品・サービスを開発し社会に提供...』を掲げ、環境経営にも積極的に取り組んでおり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進なども全社に展開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なもの」として法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実に努めています。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、藤森工業グループ企業行動憲章及びコンプライアンス基本規程を定め、これを周知・徹底するとともに、取締役は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。また、社長を委員長とし、原則として社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、モニタリング及び改善を図ることとする。なお、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には直ちに社長ならびに監査等委員会に報告するものとする。

ニ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制として、監査等委員会、社外弁護士、総務部長を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会にて対応及びその運用と再発防止対策の整備を行うこととする。

ホ. 監査等委員である取締役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理全体を統括する組織として社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設ける。有事においては、社長を本部長とする「危機管理対策本部」（災害時には災害対策本部）を設置し「危機管理規程」及び「防災規程」に基づき損害を最小限に止め、事業継続及び早期復旧への態勢を整える。なお、平時においては、事業部・各部門が中心に、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの予防・軽減活動等に取り組むこととする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役・執行役員で構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその職務権限、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループは、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括・推進する体制とし、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理体制の整備及び維持を図ることとする。グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「藤森工業グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。当社取締役・使用人、グループ会社取締役・使用人は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には、監査等委員会に報告するものとする。

ロ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査等委員会に報告するものとし、監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査スタッフを置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、（監査等委員である取締役を除く）取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実がある事を発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。なお、使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告するものとする。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は反社会勢力を排除することを目的として、藤森工業グループ企業行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は、毅然とした対応をとること」と定めており、反社会勢力による不当な行為に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応するものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

